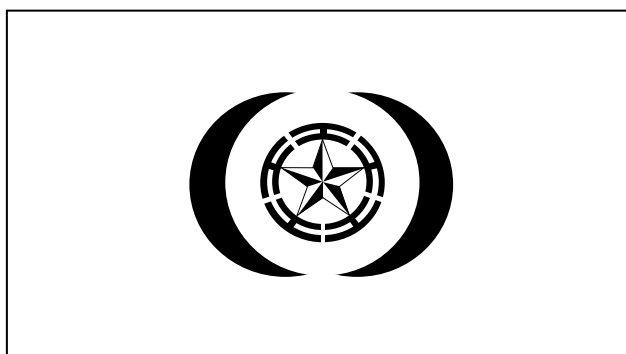


第4期

江別市子どもの読書活動推進計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

江別市教育委員会



江別市旗

江 別 市 民 憲 章

私たちは、屯田兵によってひらかれた江別の市民です。

ひろびろと広がる石狩平野

ゆうゆうと流れる石狩川

緑深い野幌の原始林

今に残る開拓のあしあと

私たちは、この恵まれた郷土の自然と歴史をこよなく愛し、

よりよい江別の発展を願ひこの憲章を定めます。

- 1、空も緑も美しい、のびのびとしたまちをつくりましょう。
- 1、力をあわせ、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。
- 1、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
- 1、健康でたのしい家庭と明るいまちをつくりましょう。
- 1、老人をいたわり、子どもの夢を育てるまちをつくりましょう。

市民憲章告示 昭和 43（1968）年 12 月 24 日

江 別 市 教 育 目 標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいただき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

昭和 62 (1987) 年 7 月 24 日制定

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の進捗管理	4
5	計画の対象	4
6	読書活動の対象	5
7	計画策定の過程	5

第2章 子どもの読書活動の状況

1	子どもの読書活動の意義	8
2	子どもの読書活動の現況	8
3	子どもの読書環境の変化	9
4	国の動向	9
5	北海道の動向	10

第3章 第3期江別市子どもの読書活動推進計画の進捗状況

1	第3期計画の成果と課題	12
	基本目標1	12
	基本目標2	15

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1	基本理念と基本目標	18
2	計画の体系	18
3	計画の内容	18
	基本目標1	19
	基本目標2	22
4	計画の指標	24

資料編

資料1	江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱	26
資料2	第4期江別市子どもの読書活動推進計画策定経過	27
資料3	第4期江別市子どもの読書活動推進計画策定関係者名簿	28

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

江別市では、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律*¹」（平成13年法律第154号）に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画*²」及び本市の実情等を踏まえながら、平成19年（2007）年3月に「江別市子どもの読書活動推進計画」（第1期計画）が策定しました。

その後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえて、5年ごとに改定を行い、現計画の「第3期江別市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第3期計画」という。）が令和5（2023）年度をもって終了することから、今後さらなる子どもの読書活動を推進するため、これまでの基本的な考え方を引き継ぐとともに第3期計画の成果と課題を踏まえ、「第4期江別市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第4期計画」という。）を策定するものです。

SDGsについて

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国の合意により採択された、2030年までに達成すべき包括的な17のゴール（目標）と、その下位に示された169のターゲットにより構成されています。

日本では、「SDGsアクションプラン」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することとされ、地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組を進めることとされています。

本計画では、SDGsの目標と対象やスケールなどは異なるものの、SDGsに掲げる「持続可能な社会の実現」と方向性は同一であり、計画に定めた施策を着実に実行することで、SDGsの目標達成に繋げていきます。

本計画では、関連している取組の基本目標にSDGsのアイコンを付しています。

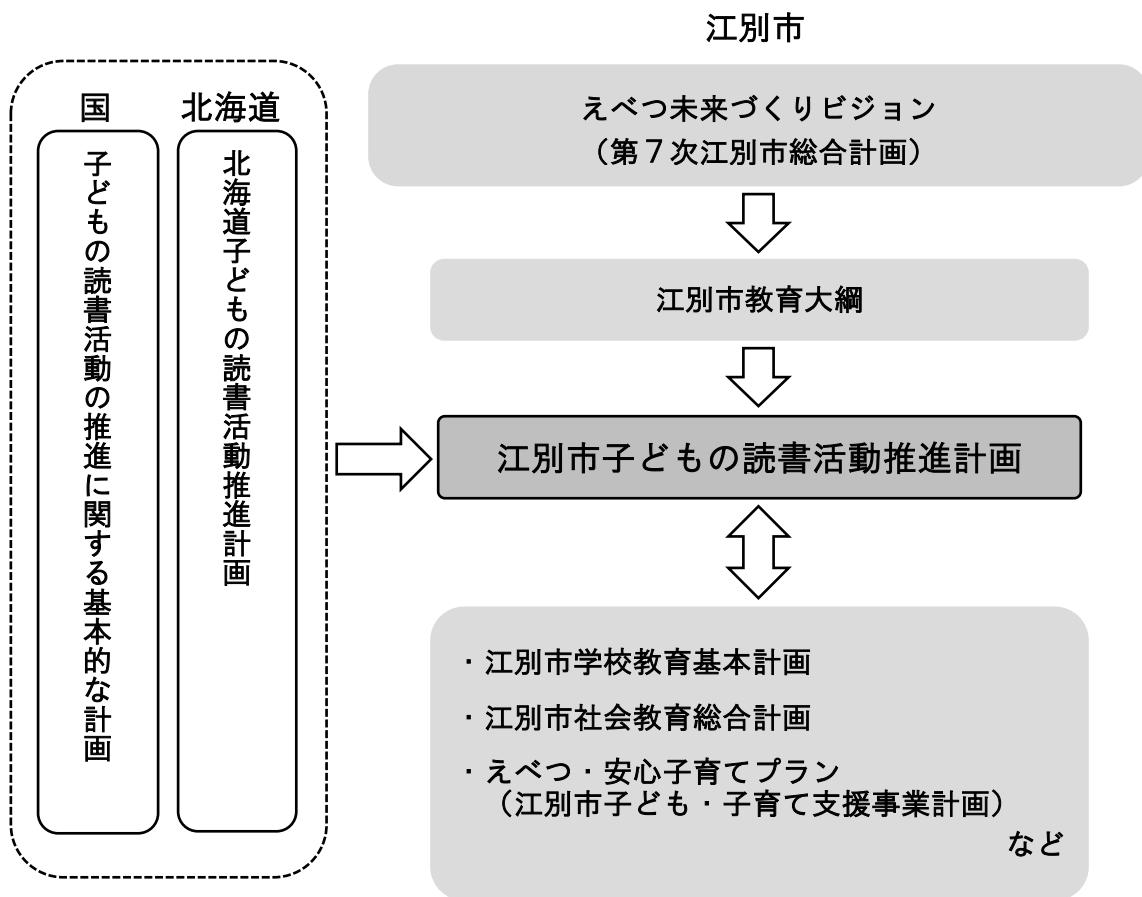
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置付け

第4期計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定し、「江別市総合計画」が示す分野別の政策である「まちづくり政策」に沿って策定される子どもの教育分野の個別計画として位置付けるものです。

また、「江別市教育大綱」をはじめ、「江別市学校教育基本計画」、「江別市社会教育総合計画」、「江別市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性も図るものです。



* 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成13（2001）年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

* 2 北海道子どもの読書活動推進計画

現計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間。

3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、国や北海道の施策の動向や社会情勢の変化などに対応する必要がある場合は、計画の見直しを行います。

令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
第6次江別市総合計画					第7次江別市総合計画				
江別市教育大綱					江別市教育大綱				
第2期江別市学校教育基本計画					第3期江別市学校教育基本計画				
第9期江別市社会教育総合計画					第10期江別市社会教育総合計画				
第3期江別市子どもの読書活動推進計画					第4期江別市子どもの読書活動推進計画				

4 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、本市の健康福祉部及び教育部からなる「江別市子どもの読書活動推進委員会」において、本計画の進捗状況を把握し検証します。

江別市子どもの読書活動推進委員会では、関係機関や団体などとの情報交換などを通じて、計画の進捗状況を把握するとともに、設定した指標を用いて客観的に評価し、計画の成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。

5 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭・地域・学校等のすべての個人及び団体を対象とします。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳までとします。

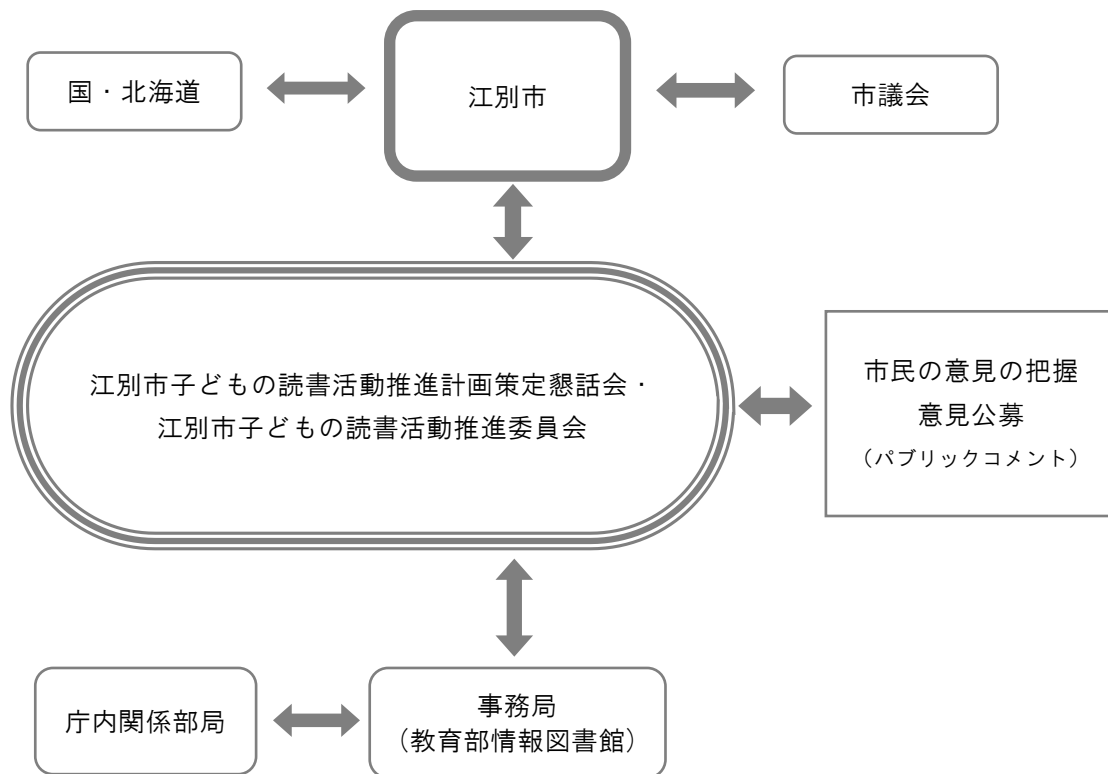
6 読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象には、活字その他文字を用いて表現された図書などが該当し、電子書籍を含む電子資料も含まれます。

7 計画策定の過程

本計画の策定は、学識経験者、関係者及び公募市民からなる「江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会」及び「江別市子どもの読書活動推進委員会」を設置し、具体的な検討や審議を行いました。

本計画は、今後5年間の子どもの読書活動を推進する支援に関する本市の基本的な考え方を示すものであることから、計画案を広く市民に公表し意見を求めるため、意見公募（パブリックコメント）を実施し、その結果を踏まえ計画を策定しました。



第2章 子どもの読書活動の状況

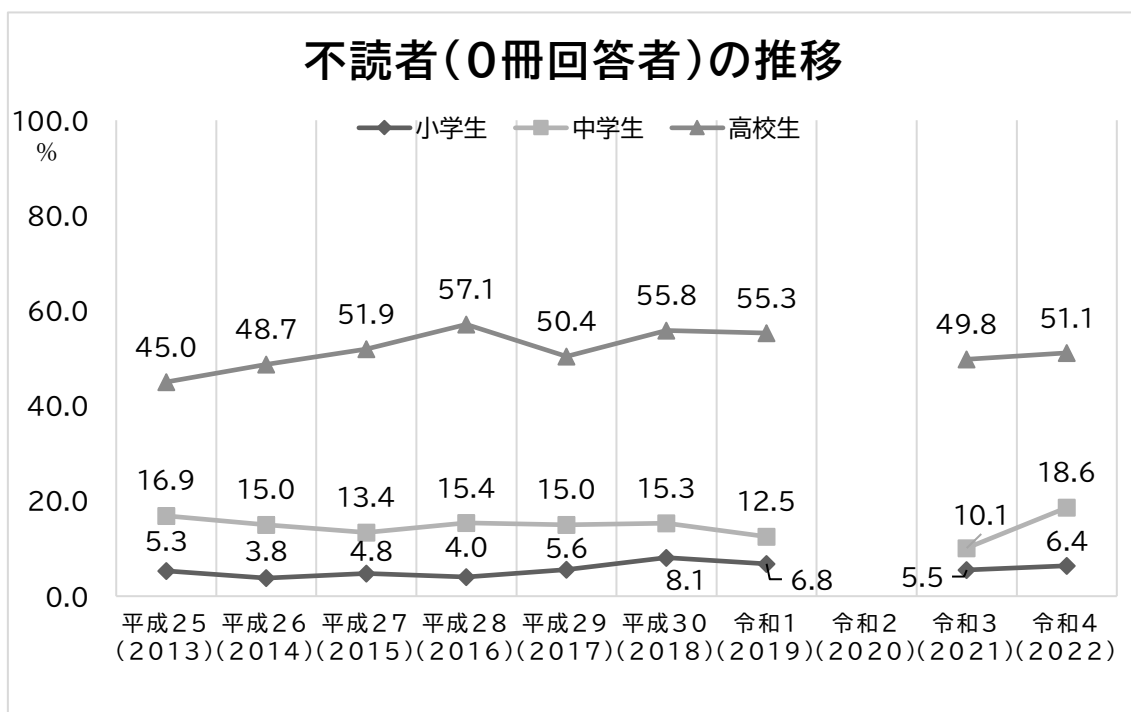
1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)です。

子どもが読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは、大変重要なことです。そのためには、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供し、環境の整備に努めることが必要です。

2 子どもの読書活動の現況

令和4(2022)年に全国の小学生・中学生・高校生を対象に行われた「第67回学校読書調査」(公益社団法人全国学校図書館協議会)によると、1か月間に一冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)は小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%という結果になっており、中学生に増加傾向が見られます。また、高校生の不読率は依然として高い状況にあり、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が続いています。



(「第67回学校読書調査」より)

※令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で調査を中止

3 子どもの読書環境の変化

近年、情報化の進展や様々なメディアの発達・普及などを背景として、子どもの読書離れが指摘されており、さらには、新型コロナウイルス感染拡大に応じた生活様式への変化及び多様化により、子どもの読書環境は急激に変化しています。

4 国の動向

国は、平成13(2001)年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と基本理念を掲げ、社会全体で推進することとしています。その上で、平成14(2002)年8月には、同法第8条第1項の規定に基づき、子どもの読書推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、おおむね5年ごとに新たな計画を策定しています。

令和元(2019)年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)^{*3}の公布・施行により、公立図書館^{*4}などと並んで学校図書館でも、視覚障がい者等が利用しやすいメディアの充実と、円滑な利用のための支援が行われるよう、地方自治体が必要な施策を講ずることになりました。

また、GIGAスクール構想^{*5}により整備された、児童生徒の1人1台端末などのICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用や、公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携が期待されています。



*3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

*4 公立図書館

公立図書館とは、図書館法第二条に基づき、条例により設置された図書館のこと。

*5 GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指した文部科学省の施策。

5 北海道の動向

北海道は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、平成15（2003）年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を、平成30（2018）年3月に「北海道子どもの読書活動推進計画〈第四次計画〉」（以下、「第四次計画」という。）を策定し、北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場面において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきました。

令和3（2021）年4月には、地学協働^{*6}活動実証事業（CLASSプロジェクト）を開始し、地域と学校が連携・協働して子どもたちの学びや成長を支えていく、コミュニティ・スクールや様々な地域学校協働生活活動の一体的な取組をしており、子どもの読書活動の支援も重要な取組の一つになっています。

その後、これまでの第一次計画から第四次計画までを引き継ぐとともに、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、令和5（2023）年3月に、「第五次計画」を策定しました。

市町村が策定する「子どもの読書活動推進計画」については、9割を超える自治体において策定が進んでいること、学校図書館図書標準^{*7}については、目標値に届かないものの、全ての校種で改善が見られること、学校司書^{*8}については、小・中学校においては配置が進んでいることを第四次計画の成果とし、一方で、家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに減少していること、「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合は、中学校が増加している一方で、小学校は減少していることを課題としています。

この課題に対し、平日1時間以上携帯式のゲームやスマートフォンを利用する児童生徒の割合が増加傾向にあることから、読書習慣の定着に向けた取組が必要であるとされています。また、ブックトーク^{*9}やビブリオバトル^{*10}など公立図書館や地域のボランティアとの連携を図りながら、様々な活動を取り入れることが必要としています。

*6 地学協働

コミュニティ・スクール及び地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の一体的な展開を目指した北海道教育委員会の施策。

*7 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5（1993）年3月に文部省（当時）が定めたもの。

*8 学校司書

専門的な知識・経験を有する学校図書館担当職員。小・中学校の学校図書館において施設や資料の整備、資料の貸出、子どもたちへの読書案内や広報活動など、司書に当たる業務を行う。江別市では、情報図書館が学校担当の司書を採用し、巡回方式で学校に配置している。

*9 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

*10 ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、1人5分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。

第3章 第3期江別市子どもの読書活動推進計画の進捗状況

1 第3期計画の成果と課題

江別市では、第3期計画に基づき、家庭・地域・学校等と連携・協力しながら、子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

第3期計画では2つの基本目標ごとに成果指標を設定し、計画の進捗状況について検証を行い、成果と課題を次のとおりまとめました。

基本目標1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

【基本目標1で目指すこと】

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等社会全体で読書活動を推進する取組を進めていく必要があります。

そのためには、家庭・地域・学校等が推進に向けたそれぞれの役割を明確にすることとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていきます。

○成果指標1 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり10分以上読書する子どもの割合（注）

（注）「全国学力・学習状況調査^{*11}」において、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問に対して「10分以上」と回答した市内児童生徒の割合

現状値 （平成29（2017）年度）	令和元 （2019）年度	令和2 （2020）年度	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	目標 （令和5（2023）年度）
小学校6年生 62.7%	63.6%	未実施	64.0%	64.3%	→
中学校3年生 55.2%	54.9%	未実施	49.9%	47.9%	→

学校の授業時間以外に読書する子どもの割合は、平成29（2017）年度の現状値から小学校6年生では横ばい、中学校3年生では減少しています。

【成果】

各学校では、ボランティアによる読み聞かせや朝読書のほか、読んだ本を紹介しあうなど、より多くの本に親しむことができるよう、読書活動を推進する取組を行いました。

【課題】

中学生が読書をしない要因として、情報通信機器（スマートフォンなど）の普及やコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境の変化が読書環境に影響を与えていることが考えられます。

引き続き、朝読書や総合学習など読書活動の推進の取組を支援するなど学校と連携していくことが必要です。

○成果指標 2 学校図書館における児童生徒一人当たりの年間図書貸出冊数

現状値 (平成 29 (2017) 年度)	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目 標 (令和 5 (2023) 年度)
25.9 冊	22.8 冊	20.4 冊	23.1 冊	22.4 冊	

学校図書館における児童生徒の年間図書貸出冊数は、平成 29 (2017) 年度の現状値よりも減少しています。

【成果】

学校図書館の図書を自由に選び、読書や調べ学習などで利用できる場所とするため、児童書の充実に努め、児童書の蔵書整備を進めてきました。

【課題】

減少傾向の要因として、読みたい本は自分で購入していることや情報通信機器(スマートフォンなど)を所持している児童生徒が増加することに伴い、インターネットを利用している時間の増加も影響していると考えられます。

引き続き、学校図書館の活性化や児童生徒が利用しやすい環境維持のために、学校図書館の改善・充実が図れるよう、継続して支援していくことが必要です。

○成果指標 3 情報図書館における 18 歳以下の利用者一人当たりの年間図書貸出冊数

現状値 (平成 29 (2017) 年度)	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目 標 (令和 5 (2023) 年度)
5.4 冊	4.5 冊	3.9 冊	3.7 冊	4.4 冊	

情報図書館における 18 歳以下の年間図書貸出冊数は、平成 29 (2017) 年度の現状値よりも減少しています。

【成果】

情報図書館では、読み聞かせや絵本のお楽しみ袋の配布などを行い、子どもが本に親しむ機会を提供し、読書への興味を高めるよう、読書活動を推進する取組を行いました。

【課題】

成果指標 2 の「学校図書館における児童生徒一人当たりの年間貸出冊数」の減少傾向の理由に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館などの影響も考えられます。

引き続き、子どもの読書活動の啓発を図る取組を進め、読書に対する関心を高めていくことが必要です。

*11 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として、国が平成19(2007)年度から実施している調査のこと。対象は、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒。

○成果指標4 情報図書館・保健センター・子育て支援センターが行う読み聞かせの回数

現状値 (平成 29 (2017) 年度)	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目 標 (令和 5 (2023) 年度)
521 回	512 回	316 回	245 回	452 回	—————▶

情報図書館・保健センター・子育て支援センターで行う読み聞かせの回数は、平成 29 (2017) 年度の現状値よりも減少しているものの、回復傾向にあります。

【成果】

情報図書館や子育て支援センターでは、絵本の読み聞かせを行い、読書活動の啓発に向けた取組を行いました。また、保健センターでは乳幼児健診にて「親と子の絵本事業」で配付された絵本を活用し、ボランティアが読み聞かせを行い、乳児期から親子で絵本に親しむ機会を提供しました。

【課題】

読み聞かせの回数が減少している要因として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館などの影響が考えられます。

引き続き、乳幼児期から読書活動を支援する取組を進め、親と子どもの読書に関する興味や関心を高めていくことが必要です。

○成果指標5 満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭への訪問割合

現状値 (平成 29 (2017) 年度)	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目 標 (令和 5 (2023) 年度)
97.3%	96.2%	95.9%	96.6%	96.5%	—————▶

対象家庭への訪問割合は平成 29 (2017) 年度の現状値から横ばいとなっており、高い訪問割合を維持しています。

【成果】

乳児期から本と触れ合う機会を提供し、絵本の読み聞かせによって豊かな情感の交流やゆとりを親子にもたらすとともに、保護者に対して子どもの読書について考える機会の充実を図ってきました。読書のきっかけづくりに重要な乳児期に家庭を訪問することで、保護者が子どもの読書について考える機会とともに、乳児期から本に触れる機会を提供することができます。

【課題】

引き続き、保護者に対して子どもの読書について考える機会を提供し、乳児期から読書活動を支援する取組を進めていくことが必要です。

基本目標2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

【基本目標2で目指すこと】

子どもの読書習慣を形成するためには、子どもの発達の各段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会の提供などを通じて、望ましい読書環境づくりに努めていきます。

○成果指標1 情報図書館における児童書の冊数

現状値 (平成29(2017)年度)	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	目標 (令和5(2023)年度)
107,505冊	106,381冊	105,737冊	106,457冊	107,381冊	→

情報図書館における児童書の冊数は、平成29(2017)年度の現状値から横ばいとなっています。

【成果】

情報図書館の児童書を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所とするために、児童書の充実にも努め、蔵書の整備を進めてきました。

【課題】

情報図書館では、児童書を新規購入する一方で、収容可能冊数を考慮しながら古い資料の整理を行うことが必要です。

子どもが読みたいとき、調べたいときに必要な本を手にすることができるよう、引き続き、児童書の整備を進めていくことが必要です。



情報図書館 児童図書コーナー

○成果指標2 学校図書館図書標準を達している学校の割合

現状値 (平成 29 (2017) 年度)	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目 標 (令和 5 (2023) 年度)
23.1%	52.0%	48.0%	60.0%	76.0%	

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成 29 (2017) 年度の現状値から大きく増加しています。なお、各学校の蔵書率^{*12}は図書標準を達成していない学校でも概ね 90%台を推移しています。

【成果】

学校図書館図書標準に達していない学校に対して重点的に蔵書整備を図りました。

【課題】

引き続き、蔵書の整備を進めるとともに、学校図書館がさらに利活用されるよう取組を進めていくことが必要です。

○成果指標3 学校司書（巡回）、支援司書^{*13}による学校への対応回数

現状値 (平成 29 (2017) 年度)	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	目 標 (令和 5 (2023) 年度)
778 回	729 回	876 回	814 回	725 回	

学校司書（巡回）、支援司書の学校への対応回数は、平成 29 (2017) 年度の現状値から横ばいとなっています。

【成果】

学校図書における読書環境整備の拡充を図るため、令和 5 (2023) 年度には学校司書（巡回）の人数を増員するなど学校図書館支援活動を充実したことにより、学校図書館の環境整備が進んでいます。

情報図書館の学校司書（巡回）と支援司書が、児童生徒の朝読書などの読書活動や調べ学習などの教育活動を支援する取組を行いました。

【課題】

引き続き、学校と情報図書館との連携によって読書活動を推進する取組を支援していくことが必要です。

*12 蔵書率

蔵書冊数÷「学校図書館図書標準」に定める図書標準冊数。

*13 支援司書

江別市では学校を巡回している司書のほかに、学校への支援を担当する支援司書を情報図書館に配置している。支援司書は、朝読書用図書の準備、「総合的な学習の時間」への支援、巡回している学校以外の学校の様々な要望への対応等を行っている。

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1 基本理念と基本目標

<基本理念>

創造力を豊かなものとする読書活動を江別市のすべての子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に行うことができるよう、家庭・地域・学校等と連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

<基本目標>

基本目標 1：社会全体での子どもの読書活動の推進

基本目標 2：子どもの学びを支える読書環境の整備

第4期計画は、第3期計画期間における成果と課題、国及び北海道の動向、諸情勢の変化などを検証した上で、主に北海道の第五次計画に準拠しながら策定するものとし、二つの基本目標を設定し、社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

2 計画の体系

<基本理念>

基本目標 1：社会全体での子どもの読書活動の推進

【推進方策】 1-1 家庭における読書活動の推進

1-2 地域における読書活動の推進

1-3 学校等における読書活動の推進

基本目標 2：子どもの学びを支える読書環境の整備

【推進方策】 2-1 地域における読書環境の整備

2-2 学校等における読書環境の整備

3 計画の内容

本計画においては、子どもの読書活動を確実かつ効果的に展開するため、施策の柱となる2つの基本目標を設定しています。この基本目標を達成するために、推進方策を定め実施していきます。

基本目標 1 社会全体での子どもの読書活動の推進



子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で読書を推進する取組を進める必要があります。

そのためには、家庭・地域・学校等の役割を明確にするとともに、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作れるよう、関係機関や団体等と連携し協力しながら、乳幼児期からの子どもの発達の段階に応じて、多様な取組を進めていくことが重要です。

【推進方策 1-1】家庭における読書活動の推進

《推進の方向性》

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、保護者が意識して子どもの読書活動の機会の充実を図るとともに、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、読書習慣の定着に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。

家庭においては、子どもと一緒に本を読んだりすることや保護者が読み聞かせをするなど、家庭での読書活動を通じて家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）^{*14}」に取り組むことにより、子どもの成長に応じて読書に親しむきっかけをつくとともに、読書に対する興味や関心を広げられるよう、子どもの読書活動を見守り、応援することが望まれます。

また、ブックスタート^{*15}などの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められています。

情報図書館においては、ボランティアなどと連携・協力しながら、「読み聞かせ」を充実し、保護者や家族が読書に親しむことができるような機会や場所の提供に努めます。

【推進に向けた取組】

- 情報図書館や学校・子育て支援センター・幼稚園・保育園等を通して、保護者への「読み聞かせ」や家庭における読書活動の重要性の普及・啓発
- 満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭の訪問と絵本の配付
- 保健センターで実施する乳幼児健康診査時における読み聞かせと、情報図書館の利用案内などに関する情報提供
- 読書履歴を記録する読書ノートの配付

*14 家読（うちどく）

家庭での読書と通じて、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。

*15 ブックスタート事業

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんの絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスの入ったブックスタート・バックを無料で手渡す事業のこと。江別市では「親と子の絵本事業」として実施している。

【推進方策1－2】地域における読書活動の推進

《推進の方向性》

情報図書館は、子どもが家庭や学校以外において、気軽に読書を楽しんだり、学習をしたりすることのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。

そうした中で、子どもの主体性や意思を尊重し、子どもに寄り添った取組を行うことが重要なことから、これまで取り組んできた図書館サービス^{*16}の充実を図るとともに、幼稚園・保育園・認定こども園やボランティア団体等と連携・協力しながら、「おはなし会」の開催支援や児童図書や児童図書の団体貸出など子どもの視点に立ったサービスを目指し、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所の環境を整備することが必要です。

また、子どもから大人までの地域住民が交流できる「家庭文庫^{*17}」の活動状況を把握し、まちづくりの拠点として、情報と人を結びつけ、地域の実態に応じた連携に向けた検討が必要です。

さらには、学校における調べ学習や探究活動に対して学校司書（巡回）及び支援司書が支援を行うなど、学校や学校図書館との連携をさらに進めていくことが期待されています。

【推進に向けた取組】

- 子ども発達支援センターと情報図書館との連携・協力による、障がいや発達に遅れのある子どもの読書活動の推進
- 家庭文庫の活動状況の把握と連携に向けた取組の検討
- 子ども向けの新着図書や推薦図書の周知
- 「おはなし会」の開催や「読み聞かせ（読み人）の養成講座」など「おはなし会」のより一層の普及・拡大
- 「子ども読書の日^{*18}」「こどもの読書週間^{*19}」における行事の実施
- 読書週間における行事の実施・イベントの開催
- 小学校・中学校などに対する啓発広報
- 広報誌やホームページなどによる情報発信

*16 図書館サービス

図書館がサービス対象者の情報ニーズに合わせて提供するサービス全体。図書館で行われる図書の利用と情報の伝達にかかわる幅広いサービスを含む概念。

*17 家庭文庫

個人が自宅を開放し、図書の閲覧や貸し出し、子どもを対象とした「おはなし会」や読み聞かせを行う私設の図書館類似施設のこと。江別市内では「風の子文庫」及び「文庫プーさん」にて開催している。

*18 子ども読書の日

「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」によって制定されたもの。

*19 こどもの読書週間

「こどもの読書週間」は、4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34（1959）年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。

【推進方策1－3】学校等における読書活動の推進

《推進の方向性》

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であるといわれており、幼稚園・保育園・認定こども園等では、幼稚園教育要領^{*20}や保育所保育指針^{*21}などに基づき、乳幼児が物語に親しむ機会や様々な絵本を積極的に増やすことが望まれるため、保育者、保護者、ボランティア及び司書等と連携・協力して読み聞かせをすることも考えられます。

また、小・中学校においては、学校司書（巡回）と支援司書が学校図書館における多様な読書活動を工夫して、新たな考え方に会う読書の機会づくりの必要があります。さらには、地域ボランティアが小学校で取り組んでいる図書の読み聞かせを通じ、児童が多くの語彙や多様な表現に触れる必要があります。こうしたことから、児童生徒が授業や様々な教育活動を通して深い学びの実現を図るために読書活動の充実が求められています。

【推進に向けた取組】

- 幼稚園・保育園・認定こども園等と情報図書館との連携による、子どもが本に親しむための取組の推進
- 学校における「朝読書」の継続
- 学校の教育活動全体を通じての多様な読書指導の展開
- 学校の図書委員などによる図書の推薦
- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学校図書館の利活用の促進
- 各学校における読書週間の普及・啓発
- 学校図書館への司書配置（巡回）及び司書教諭^{*22}の配置
- 校内での図書の展示や読書活動の啓発に向けた掲示の工夫
- 読書活動に係る活動や学校図書館に係る行事の実施・イベントの開催
- 学校向けの情報図書館利用案内の作成
- PTAや学校支援地域本部などのボランティアによる読書活動の推進
- 支援が必要な児童生徒への読書活動推進に向けた場所と機会の提供
- 障がいの程度に応じた子どもの読書活動の推進

*20 幼稚園教育要領

文部科学省が定める幼稚園における教育課程の基準。

*21 保育所保育指針

厚生労働省が定める保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めた指針。

*22 司書教諭

学校図書館法において、学校図書館の専門的職務を担う教員。12学級以上の学校には必置。教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行う。

基本目標 2 子どもの学びを支える読書環境の整備



全ての子どもが、どこに住んでいても、好きな本を手に取り、必要な資料を調べることができる、望ましい読書環境づくりを進める必要があります。

そのためには、北海道、他市町村、学校・関係機関・団体等が相互に連携しながら、計画的に子どもの学びを支える読書環境の整備を進めることが重要です。

【推進方策 2-1】地域における読書環境の整備

《推進の方向性》

デジタル技術が急激に進歩しているなかで印刷資料と電子資料との融合・両立の検討が様々な場面で求められています。

情報図書館においては、利用者の利便性や図書館の運営サービスの効率化の観点から、電子図書館の導入についても今後検討することが必要と考えています。

また、視覚障がい者等が利用しやすい点字図書・音声図書・拡大図書等のメディアの充実と、円滑な利用のための支援を行い、読書バリアフリー化を進めることも必要です。引き続き、子どもが立ち寄りやすい環境を整えるなど、子どもの視点に立った整備が求められています。

【推進に向けた取組】

- 情報図書館における「おはなし会」の実施及び優良な図書の周知
- 読み聞かせボランティアの育成
- 情報図書館と小・中学校図書館との情報交換などの推進
- 学校が行う情報図書館見学への対応
- 図書館業務の体験を通して読書の大切さについて理解を深めることを目的とした中学生・高校生の就業体験の受け入れ
- 学校への図書団体貸出の推進など（情報提供・周知）
- 障がいや発達に遅れのある子どもに対応した資料の整備・充実
- 地域ボランティアを活用した読書活動のより一層の推進
- 情報図書館における施設の利用に困難を抱える方の読書環境の整備・充実
- 大人になりつつある10代に向けたYAコーナー（ヤングアダルトコーナー）の設置
- 市民交流施設「ぷらっと」におけるインターネットで予約した図書・CD等の受取
- 図書・CD等のインターネットによる検索及び予約情報の充実

【推進方策 2－2】学校等における読書環境の整備

〈推進の方向性〉

幼稚園・保育園・認定こども園等においては、保護者やボランティアなどと連携・協力して、図書の整備を図るとともに、情報図書館の団体貸出を利用するなど全ての乳幼児が多様な本にアクセスできる読書環境を整備することが望まれます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動の支援や、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有しています。

また、昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごし、年齢の異なる様々な人々との関わりをもつことができる「心の居場所」としての機能も有しています。

そのため、これらの機能を十分に発揮することができるよう、学校図書館図書標準に沿った十分な資料や新聞を備え、学校図書館などの読書環境の整備を担うとともに、子どもが活用しやすい環境の整備に向けて、学校司書（巡回）と支援司書の配置及び資質向上が求められます。

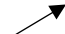
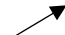
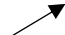





【推進に向けた取組】

- 幼稚園・保育園・認定こども園等における、保護者やボランティアとの連携による読み聞かせや絵本コーナーなどの整備
- 学校司書（巡回）、支援司書による学習及び学校図書館の環境整備への支援
- 学校図書館担当教諭及び司書教諭に対する各種研修などの情報提供
- 保護者やボランティアとの連携による学校図書館の蔵書整備の実施
- 自主的・主体的な学びを支援し、豊かな心と感性を育む図書や資料の充実
- 学校図書館担当教諭及び司書教諭による児童生徒の図書委員会活動への指導
- 学校司書（巡回）、支援司書の研修受講による能力向上及び育成



4 計画の指標

本計画においては、子どもの読書活動を確実に効果的に展開するため、施策の柱となる2つの基本目標を設定しています。この基本目標を達成するために、成果指標を定め実施していきます。

基本目標	成果指標	現状値 令和4 (2022)年度	目標 令和10 (2028)年度
1. 社会全体での子どもの読書活動の推進	1. 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日当たり10分以上読書する子どもの割合 （全国学力・学習状況調査）	小学校6年生 64.3% 中学校3年生 47.9%	 
	2. 情報図書館における18歳以下の利用者一人当たりの年間図書貸出冊数 （江別市教育委員会調査）	4.4冊	
	3. 情報図書館が行う読み聞かせの参加人数 （江別市教育委員会調査）	2,611人	
	4. 満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭への訪問割合 （江別市教育委員会調査）	96.5%	
2. 子どもの学びを支える読書環境の整備	1. 学校図書館における児童生徒一人当たりの年間図書貸出冊数 （江別市教育委員会調査）	22.4冊	
	2. 学校図書館図書標準を達成している学校の割合 （江別市教育委員会調査）	76.0%	
	3. 学校司書（巡回）、支援司書による学校への対応回数 （江別市教育委員会調査）	725回	

資料編

資料1 江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱

令和4（2022）年12月1日教育長決裁

（設置）

第1条 江別市子どもの読書活動推進計画の策定に当たり、江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 江別市子どもの読書活動推進計画の策定に当たり、施策・事業等の具体的な取組についての意見交換等を行うこと。

（構成等）

第3条 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募による市民 2名以内
- (2) 学識経験者及び関係者 5名以内

（任期）

第4条 懇話会の構成員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度末日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1名置き、懇話会の構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の進行を司る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、教育部情報図書館において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4（2022）年12月1日から施行する。

資料2 第4期江別市子どもの読書活動推進計画策定経過

年月日	内容
令和4(2022)年 8月25日	第1回江別市子どもの読書活動推進委員会（「推進委員会」）で第3期江別市子どもの読書活動推進計画（「第3期計画」）の進捗状況の検証、第4期江別市子どもの読書活動推進計画（「第4期計画」）策定の考え方、作業日程、推進体制の協議
10月27日	定例教育委員会に第4期計画の策定スケジュール等を報告
11月14日	総務文教常任委員会に第4期計画の策定スケジュール等を報告
12月22日	定例教育委員会に第3期計画の推進状況検証結果及び江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会（「懇話会」）の設置の報告
令和5(2023)年 1月25日	定例教育委員会に第3期計画の推進状況検証結果（点検・評価）を報告
2月10日	総務文教常任委員会に第3期計画の推進状況検証結果（点検・評価）を報告
4月27日	定例教育委員会に懇話会委員の報告
5月25日	第1回懇話会で策定の考え方、作業日程、計画骨子（案）について意見交換
6月6日	第2回推進委員会で第4期計画（素案）について協議
6月30日	第2回懇話会で第4期計画（素案）について意見交換
7月14日	第3回推進委員会で第3期計画の推進状況の検証、第4期計画（素案）の協議
7月26日	第3回懇話会で第4期計画（素案）について意見交換
8月18日	定例教育委員会に第4期計画（案）について意見公募（パブリックコメント）の実施報告
8月24日	総務文教常任委員会に第4期計画（案）について意見公募（パブリックコメント）の実施報告
9月1日～ 10月3日	第4期計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の実施
10月26日	第4回推進委員会で第4期計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果及び計画（案）について協議
11月8日	第4回懇話会で第4期計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果及び計画（案）について意見交換
12月22日	定例教育委員会で第4期計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果を報告、第4期計画の策定について協議
令和6(2024)年 1月31日	定例教育委員会で第4期計画（案）の策定について審議、決定
2月9日	総務文教常任委員会に第4期計画の策定について報告

資料3 第4期江別市子どもの読書活動推進計画策定関係者名簿

○江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会

所属団体等	氏名	備考
江別市私立幼稚園連合会	竹内 寿朗	会長
札幌学院大学	井上 大樹	副会長
おはなしなあに（読み聞かせボランティア団体）	鈴木 紀子	
北海道立図書館	原 美代子	R5.5
	足立 早苗	R5.6～R6.3
江別市小中学校長会	佐藤 一希	
公募	鈴木 笑子	
公募	橋本 一	

○江別市子どもの読書活動推進委員会

所属	氏名	備考
教育部		
次長	佐藤 学	委員長
情報図書館長	表 誠	副委員長
総務課長	山崎 浩克	
生涯学習課長	田中 紀克	
学校教育支援室学校教育課長	川口 直也	～R5.6
	稲田 征己	R5.7～
健康福祉部		
健康推進室 保健センター参事	（健康づくり・保健指導担当） 児島 栄弥子	～R5.3
	（子育て世代包括支援担当） 竹内 由香	R5.4～
子育て支援室子育て支援課長	宮崎 周	
子育て支援室子ども育成課長	天野 保則	
子育て支援室子ども発達支援センター長	谷藤 弘知	

第4期 江別市子どもの読書活動推進計画

令和6（2024）年3月発行
江別市教育委員会教育部情報図書館
〒069-0815 江別市野幌末広町7番地
電話（011）384-0202
Eメール library@city.ebetsu.lg.jp

